

「山形県官公需総合相談センター」を開設しました

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、「平成22年度中小企業者に関する国等の契約の方針」が、6月18日に閣議決定されました。

同方針により全国の中小企業団体中央会内に「官公需総合相談センター」が新設されることになり、本会でも8月23日に「山形県官公需総合相談センター」を開設しました。

「平成22年度中小企業者に関する国等の契約の方針」のポイント

1. 中小企業者の受注機会の増大のための主な措置

(1) 中小企業者の自助努力への支援強化

- ① 国の発注機関ごとに「官公需相談窓口」を設置
- ② 官公需の仕事探しの相談に応じる「官公需総合相談センター」を全国に設置
- ③ 中小企業支援機関での支援ツールとして、官公需ポータルサイト(<http://kankouju.jp>)の利用を促進

(2) ダンピング防止対策の充実

人件費割合の高い役務契約において、予定価格を大幅に下回る入札が散見され、支払賃金の削減や下請け企業へのしわ寄せ、作業品質の低下等が懸念される。このため、次の項目を実施する。

- ① 低入札価格調査において、入札価格内訳書の微収を徹底
- ② 落札者名の公表を徹底し、公正取引委員会、労働基準監督署などの規制当局による監視に繋げる

(3) 特殊会社に対する努力要請

官公需法に努力義務が定められている地方公共団体に加えて、民営化により官公需法の対象外となった特殊会社に対し、国の取組に準じた努力を所管大臣から要請する。

(注) 国100%出資の会社を想定

2. 中小企業者向け契約目標

・平成22年度国等の中小企業者向け

契約目標金額 約3兆8,656億円

・官公需総予算額に占める割合

56.2%
(参考)

・平成21年度中小企業向け契約実績額

約4兆1,932億円

・官公需総予算額に占める割合 53.1%

主な業務は次のとおりです。

1. 官公需に関する情報の収集

官公需に関連する情報を、国・独立行政法人等の地方支部局等の発注機関、官公需施策を実施する行政機関、官公需適格組合を始めとした中小企業者等から収集する。

なお、官公需に関連する情報とは、主として次のものを言う。

- ① 発注情報
- ② 発注計画情報
- ③ 落札情報
- ④ 入札情報制度情報及び
競争参加資格申請受付情報
- ⑤ 官公需の受注環境に関する情報
- ⑥ 官公需適格組合制度を始めとした
官公需施策に関する情報
- ⑦ その他、中小企業者の官公需の
受注機会の増大に関する情報

2. 官公需に関する情報の提供等

官公需に関連する情報を、中小企業者又は発注機関等からの求めに応じ提供する。具体的には、次の業務を行う。

- ① 官公需に関する情報を、面談、電話、メール等により中小企業者に提供する。
- ② 官公需に係わる仕事探し方法や実際の発注情報の有無、入札参加資格の取得等に関し、面談、電話、メール等により中小企業者の相談に応じる。
- ③ 官公需に関する情報を、国・独立行政法人等の地方支部局等の発注機関、官公需施策を実施する行政機関等からの求めに応じ、提供する。